

教育福祉常任委員会会議記録（概要）

平成25年3月18日（月）

開 会 午前9時1分

【議 事】

○議案第17号「所沢市教育委員会委員定数条例制定について」

【質 疑】

吉村委員長

3月5日に引き続き、質疑を求める。

協委員

条例案の作成に当たり、教育委員会委員長も教育長も課題があるということ
を指摘して条例が提案されているが、6人目の任期等については附則がなく、
課題として示されたことについては、どのような形で条例に反映された
のか。この条文の手続きの中で市長との協議等はあったのか。

北教育総務課長

条例提案までの経緯について御説明いたします。昨年12月25日に、
市長より指示がありました。その内容につきましては、教育を第一に考えて
いる方針の一環として、教育に関してより多くの声や意見をいただき、教育
委員会を充実させるために、平成25年4月1日から教育委員を1名増員し
たいので、検討してほしいとのことでした。その指示につきましては、翌日
の定例教育委員会会議において教育委員に報告しております。今年の1月1
6日に臨時教育委員会会議を開催し、教育委員会委員定数について協議を行
い、教育委員から意見をいただきました。その際の委員の意見としては、人

口に対しては教育委員が少ないと思っているので、増やすことについては何も異論はない。教育委員の数が多くなるとより意見が反映されているという印象が強い。任期については、同時期に複数以上の委員が代わることは安定性の確保に疑問が残るので、任期のバランスが取れるように配慮を願いたいというものでした。その後、教育委員会の全体の概要と、任期のバランスが取れるように配慮を願いたいという教育委員の意見を市長に説明したところ、その任期については、そのように配慮していきたいとのことでした。これを受けて、1月30日に定例教育委員会会議を開催し、教育委員会委員定数条例についてご議決をいただいたものです。

協委員

条例の本文を見ると、今回増員する方の任期については、附則のようなものがないので、配慮していきたいという市長の考えはわかるが、この条例では、そのことは文言としては全くないという理解でよいか。

北教育総務課長

教育委員会委員の定数については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第3条で教育委員会は5人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めれば、都道府県若しくは市などは6人以上の委員をもって組織されることが規定されています。次に、教育委員の任期については、同法第5条第1項本文で4年と定められておりますので、条例で任期を定める必要はないということです。なお、今回の条例の制定に伴い、新たに任命される委員につきましては、任期の特例があり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

施行令第1条において、当該教育委員会の委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で当該地方公共団体の長が定めるものとするとなっており、条例で定めるとの規定になっておりません。

協委員

市長が判断するということだが、増員分の委員の任期が4年になるということは、わからないということではどうか。また、施行令に基づき、1期目の任期は1年あるいは2年とするというような条例の書き方は可能だと思いが、その点はどうか。

北教育総務課長

先ほども説明いたしましたが6人目の教育委員については、1年以上4年以内で市長が定めるとなっており、条例で定めるとの規定になっておりませんので、あえて条例には入れませんが、任期のバランス、特定の年に多くの委員が任期を迎えることがないように形で、市長に配慮をお願いしましたので、そういうことは、市長が考えていただくものであると考えています。

協委員

提案理由は広く意見を反映するということだが、教育委員からまた市民の方から増員についての具体的な要望はないということではどうか。また、教育委員会では、広く市民の意見を聞くような体制や組織作りがなされていると思うが、その点はどうか。

北教育総務課長

市民の方から教育委員を増やしてほしいという要望はございません。しか

しながら、教育委員会の所管事務については、学校教育だけではなく、社会教育や生涯学習、スポーツ振興や文化財保護等さまざまな分野を管轄し、各種審議会や協議会等では、その特定の内容について議論していただいております。このことから市民の声もいただいております。そういった議論を受けて、最終的には教育委員会会議にお諮りし、方針やその他の重要事項を決定していただくという手続きになっております。そういう意味で、知識が豊富な方で、人格が高潔で、教育、学術、文化に関して識見を有する方が、よりよい教育環境を作るためにはどうしたらよいのかといったことを話し合ってもらっていただく場を作ることが大切であると考えています。

赤川委員

1月30日、教育委員会委員長の採決により、出席委員全員が賛成して原案のとおり可決されたが、市長が任期について配慮するということが皆さんが了解しているようだが、この配慮するというのは、どういう意味で配慮すると教育委員会委員長は受け取っているのか。

富田教育委員会
委員長

当初、増やすこと自体は、他の委員と同じようにそれほど問題ないと考えていましたが、一遍に委員が代わることについては気がかりであると考えていました。そのことについては、事務方が市長に話をし、それを考慮してくれるということでしたので、考慮ということは要するに考えてくれるということであると、また、そうなるものだとして捉えて賛成しました。

赤川委員

次に任命する教育委員の任期については市長が考慮するので、賛成したと
いうことでよいか。

富田教育委員会
委員長

そのとおりです。

赤川委員

先の定例会において議会が同意した方は新任の方で、平成25年度は教育
委員会委員長と教育長の任期が来る。そうなると、新任の教育委員がそろ
う可能性があるが、そのことについてはどういう議論をされたのか。

富田教育委員会
委員長

特に議論はありません。

赤川委員

1月16日の教育委員会会議において、教育長はこのように発言してい
る。「委員長と教育長の任期が終わる次の年度、要するに26年度からにな
るとバランスはかなり良くなってきます。6人制になってもバランスが良
くなります。しかし、この間の話ですと、4月の早い段階にやりたいとい
うことでしたので、変わらないと思います」となっている。26年度からやると
バランスが良いというのはごもっともだと思うが、なぜ、市長は急いでこの
時期に提案しているのかについてはどのように考えているのか。

富田教育委員会
委員長 予算の関係上、1月までに話し合っしてほしいということでしたので、臨時
会で話し合ったと理解しています。

赤川委員 平成26年度からだとバランスが良いのではないかなと思うがどうか。

富田教育委員会
委員長 そういう考えもあつて当然であるかと思いますが、昭和31年の時は、全
員一緒に任期がスタートして、1年の任期、2年の任期、3年の任期、4年
の任期ということで、ただ、5人の場合は、1年だけダブった方が2人でし
たので、今回もそれほど問題にはならないのかなと思います。望ましいとい
う点からすれば、議員御提案の方法もあるのかなと考えます。その場合には、
4年続けてやればよいわけで、それほど問題にはならないと思いますが、4
月にやるとするとやはり、4年続けてやると任期が重なることが多いので、
2年ないし3年で2人ということで、改選の時期を2人ということで揃える
ことが常識的には考えられるのではないかなと思います。

浅野委員 1月16日の臨時教育委員会会議の中で、教育委員会委員長は委員長の裁
決権について述べているが、会議録によると、「偶数になると、最終的に委
員長が決められるということになって、どうなのかなと思います。奇数であ
れば判断がしやすくなって、委員長に負担が掛からなくなるのかなと思いま
す」と発言している。委員長は裁決権を持っているが、教育委員会委員長が
思う負担とはどういうことなのか。

富田教育委員会 委員長	責任が一段と重くなるという立場で報酬を得ているのでやむを得ないことだと思います。何でも割り切ってしまうような人が出てくればそれほど悩まないかもしれませんが、私みたいに小心者だと悩むわけです。自分の一票でこれが決まるのかということになると、誠実に考えるとかなり心の痛む問題であると思います。同じような人が出てきた時にもどうなのかと思いましたが、その時はそういう発言をしました。
浅野委員	今までに教育委員会委員長が裁決したことはあるのか。
富田教育委員会 委員長	そのようなことはなかったと思います。合議制ですので、かなり皆さんで意見をすり合わせて、疑問点をお互いに話し合っている程度の方向性を決めますので、幾つかは意見が分かれることはあったと思いますが、全員一致の時が多かったと思います。
浅野委員	採決を取る場合、委員が5人だと、3対2、あるいは1対4なので、委員長の裁決権はないように思う。奇数の場合は2対2になる場合もあるので、委員長が裁決する場合があるかと思うが、奇数の委員だと委員長に負担がかからないという意味が理解できないが、どういうことなのか。
富田教育委員会 委員長	病気等、委員の都合により委員が欠ける場合がありますので、そういった場合は偶数になる場合もありますので、そういう意味では、表決権と裁決権

というものがあるのであろうと思います。

浅野委員

ある教育委員が何回か欠席され、4人で会議が行われているが、教育委員会会議は、何名以上だと成り立つのか。

北教育総務課長

委員の過半数です。

浅野委員

1月16日の教育委員会会議について、会議録の5ページで「教育委員というのは市長が任命するのですが、議決するのは議会ですので、たぶんあまり偏ると議会が過去にも否決した例があるみたいですから、そういうことはきちんと議論していくのではと思いますが」と吉本委員は述べている。私はその会議を傍聴したが、吉本委員がそのような発言をした記憶がないので何うが、吉本委員は本当にこのようなことを述べたのか。

北教育総務課長

確かに議事録のとおりにお知らせしておりまして、吉本委員にも後日ご確認いただきまして、署名もいただいております。

平井委員

合議制の定義がよくわからないが、何か定義があるのか。

北教育総務課長

合議制は、多様な属性を持った複数の委員による合議によりさまざまな意見や立場を集約した中立的な意思決定を行うということです。

平井委員 合議制なので、様々な意見を交換した上で決めるということだが、そうすると一つの到達点があつて、そこに意見を持っていくことが合議制と受け取られることもあるが、教育委員会委員長はどう思っているのか。

富田教育委員会
委員長 教育委員は、それぞれ独立した委員の立場で、それぞれの考え方を述べ合つて、意見が対立するときはそれについてお互いに意見交換を行うということで、それが最後までみんなが一つにならないときは、やはり採決という方法もあるものと思います。

平井委員 今回は、全会一致になったという認識でよいのか。

富田教育委員会
委員長 賛成の意見が多く、私も当初懸念していましたが、市長が考えてくれるということで、そういう懸念は薄れたので、私も賛成したということです。特に反対という強い意見はなかったと思います。

平井委員 最終的には採決したということなのか。

富田教育委員会
委員長 採決により出席委員全員が賛成して原案のとおり可決されたということです。

平井委員 定数を変えることによって委員全員が新しくなってしまった場合は、いい

場合もあるが、悪い場合もある。それについては、事務局が市長に申し上げて何とかするという答弁をもらっただけで、市長自らがこの場に来て、そういうことを考えていると発言しなかったということなのか。事務局の報告を聞いて、委員長はそれでよかったというふうに思ったということなのか。

富田教育委員会

そのとおりです。

委員長

浅野委員

合議制で異なる意見があったらどこに近づけるかという時に、教育委員会委員長が皆さんはどうですかと委員に聞く機会は少ない気がする。むしろ、1月16日の教育委員会会議もそうだが、委員の1人である教育長がこういう結論でどうですかと述べたり、また、事務局が説明し、委員長がよろしいですかと述べて、合議制が成立してしまうことが多くあると思う。委員長は先ほど、自分の責務は重いと述べているが、そういう会議のあり方について、委員長が率先して引っ張っていきにくいような感じがするが、そういうことは感じたことはあるのか。

富田教育委員会

そういうことは、あまり感じたことはありません。

委員長

赤川委員

1月16日の臨時教育委員会会議の中で、教育長は26年度からになると

バランスはかなり良くなるという意見を述べているが、なぜ、市長は臨時教育委員会会議を開いてでも平成25年3月議会に議案を出したかったのか。

佐藤教育長

先程、教育総務課長が申し上げたとおりですが、市長の強い教育に対する思いがありましたので、このような提案になったと考えております。

赤川委員

市長がどうしても出したいという意向を受けて、全員一致となったということでしょうか。

佐藤教育長

議事録をお読みになったと思いますが、26年度からになるとバランスはかなり良くなってきますと述べましたが、できるだけ早い時期に広く多くの方の意見を入れて、教育の充実を図りたいという強い意思でございましたので、今回のような条例を提案させていただいたということです。

赤川委員

提案理由は、広く住民の声や意見をいただき、その意見を反映させ、教育委員会をさらに充実したものにすることだが、教育委員会は独立した行政委員会ということで、その中の委員は重要な立場にあると思うが、教育委員に求められる資質について、教育委員会委員長はどのように考えているのか。

富田教育委員会
委員長

議員御案内のとおり、レイマンコントロールということで、人格が高潔で、学識があるというような人物を選定するということになってはいますが、私は委員全員が教育に携わっている方々となるよりは、教育長は専門職の立場でお話しができるわけですから、保護者や地域や団体の代表の方が委員になられて、普通のおじさんやおばさんの感覚で思ったとおりに話してもいいんじゃないかなという気がするんです。私はいつも話しておりますが、思ったとおりに話してくださいと委員の皆さんにお願いしているところです。

赤川委員

レイマンコントロールという言葉が出たが、独立した行政委員会として、首長とはどういう関係にあると考えているのか。

富田教育委員会
委員長

教育委員会は政治的に中立で、市長部局からは独立しておりますが、予算権はありませんので、完全な独立とは言えないわけですから、市長部局との話し合いや連携も必要なのではないかと思っています。例えば、県では幼稚園教育を知事部局と教育委員会が連携してやっていたり、川越市ではスポーツなどの面について市長部局に移管していますので、そういった面でもっと綿密にやる部分と教育の中身について独立している部分ときちっと分けて考えた方がいいのではないかと私自身は感じております。

赤川委員

議会運営委員会で議論されたある議員の一般質問の会議録原稿がここにあるが、市長はある委員の家に電話して、特にある案件の採決に関している

いろ聞いている。この原稿では、「じゃあ電話でも事務局の方に全会一致
ということはありませんし、25年度以降と自分が思ったことを言っ
てくださいね、そうすれば議事録に書かれちゃったら終わりだから、だから書
かれないように、またいろんなところで発表されてもいけないので、そうい
うふうに言っておいた方がいいんじゃないですかねというふうに言いまし
た」となっており、そういう形で市長が教育委員に指示し、教育委員はそれ
を受けて行動を起こすというようなことが明らかになったが、市長のこうい
う教育委員に対する姿勢について、教育委員会委員長の考えを伺いたい。

富田教育委員会
委員長

私は委員個人の資質というか、そういう問題と市長の姿勢というものであ
り、私が直接それに関わったり聞いたりしているわけではありませんので、
それ以上の答弁は差し控えさせていただきます。

赤川委員

ある議員の一般質問で、ある教育委員が2学期制、3学期制の採決に関し
て、複数の教育委員が教育長を訪ねていることがわかった。それは意見交換
で、抗議ではないということだが、先ほどの原稿を見ると、市長が指示した
のではないかという疑いがあると思ったが、教育長は2人の委員がこうい
う形で市長と話をした上で、教育長と会ったということは知っていたのか。

佐藤教育長

お2人の教育委員がいらっしゃったことは事実でございます。ただ、私と
2人の委員の3人で話し合いをした結果、1月30日の議事内容について、

3人でお話しをし、当時を思い出しながら、こういう話でしたよねと確認してお帰りになったということです。

浅野委員

今、3人とおっしゃったが、こういう場合は、教育委員会委員長や担当部長は同席しないのか。

佐藤教育長

通常は私に会いたいという場合は、特に誰かを呼んでということはありません。

浅野委員

その席に部長は同席していたのか。

山崎教育総務部長

教育長にはいろんなお客様がいらっしゃいますが、お2人の教育委員がいらした1月31日には、私と学校教育部長が同席しておりました。

浅野委員

その席に教育委員会委員長は呼ばなかったのか。

佐藤教育長

教育委員会委員長に同席してほしいということではなく、1月30日の会議の内容について話をしたいということでしたので、31日にお話しをしたということでございます。

岡田委員

今の答弁だと、26年度以降については違いますよということを言いに行

ったということだが、5人の委員のうち2人が申し入れに来ているのに、教育長が1人で判断されるというのはいかななものかと思う。なぜ教育委員会委員長に報告しなかったのか。また、一般論として、教育委員が申し入れに来た場合には、教育長はどの程度まで委員長に報告しているのか。

佐藤教育長

一般論として、今の時点では教育委員会委員長にお話しはしておりませんが、後日お話しをすることが一般的でございます。

赤川委員

今までに市長が任命した教育委員は、3学期制に対して積極的に意見を述べているが、平成24年2月17日の定例教育委員会会議で、この3学期制については協議事項から審議事項にしてほしいということで採決している。その時は2対1で審議事項にはならなかったが、教育委員が増えた後に、同じような形で審議事項にしてほしいという動議が出た場合は採決するのか。

富田教育委員会
委員長

全教育委員にその旨、どうしますかということで、皆さんの意見を聞いた上で、議事を進めていきたいと考えております。

赤川委員

過半数の方が採決してくれと言ったら、採決するのか。それとも、全会一致でやるのか。

富田教育委員会 委員長	過半数により採決します。
赤川委員	私は2学期制、3学期制のことを聞いているわけではないが、教育委員会会議での意思や決定事項について、例えば3学期制については、もし協議事項から審議事項になった場合には何が変わるのか。
北教育総務課長	教育委員会会議規則第8条第1項では、委員は、動議を提出することができると規定されており、第2項では動議が提出されたときは、委員長は会議にはかつてこれを議題としなくてはならないとなっております。また、同規則第12条第1項では、委員長は、順次各委員の賛否の意見を求めて採決するとなっております。
赤川委員	協議事項から審議事項になった時には、何が変わるのか。
北教育総務課長	条例など議会に提案するようなものについては採決となりますが、方向性を確認するために、教育委員の考え方をいただき、事務局がそれを基に案を作る場合は、協議事項という形で取り扱っております。
赤川委員	一般論として、協議事項から審議事項となって、例えば3学期制について方向性について採決するとなった時には、可決すれば3学期制に向けて進ん

でいくということによいのか。

平塚学校教育部長 学期制につきましては、学校教育法施行規則や地方教育行政の組織及び運営に関する法律、所沢市立小・中学校管理規則、学習指導要領等を踏まえまして、学校が教育課程の編成権を持っておりますので、学校の主体性を尊重するという意味で審議事項よりは協議事項がふさわしいのではないかとということで、事務局としては協議事項とさせていただいたものです。ただ今、教育総務課長が申しあげましたように、今回の学期制は、教育内容や教育の方向性に関わるものなので、議決事項にするにはふさわしくないと考えております。

赤川委員 そうすると、過半数の教育委員が賛成した場合でもできないのか。

平塚学校教育部長 事務局とすれば、法的な部分であるとか、根拠を申しあげましたが、その上で議決された場合は、事務方とすれば、その方向に沿って対応せざるを得ないのかなと思います。

平井委員 方向性がごちゃごちゃしているので、議案第17号に関する質疑ということで、議論をまとめていただきたい。

吉村委員長 今、たまたま2学期制、3学期制の話となっていますが、当初の質疑は教

育委員会の審議のあり方ですので、一般論として質疑しています。ですから、2学期制、3学期制とは関係なく、一般論として教育委員会の審議のあり方について質疑していますので、その範囲内で質疑をお願いします。

平井委員

協議事項はわかったが、審議事項となった場合はどうなるのか。

北教育総務課長

審議事項となれば教育委員の考えに沿った形で、事務局が条例や規則を準備して、その整備を図っていくという形になると思います。

平井委員

協議事項は、委員から意見を聞いた上で、事務局がそういう方向性のものを作っていくと言っているが、審議事項は教育委員の話に基づき、条例を作ったりすると言っている。どこがどう違うのかを教えてください。

山嵯教育総務部

審議事項と協議事項の大きな違いは、審議事項については、議案ということで、最終的に全会一致も含めて採決をいたします。協議事項については採決は特に求めておりません。そこが大きな違いでございます。

岡田委員

教育委員の任期について、2期以上務めた委員数と最も長く教育委員を務めた方の任期について伺いたい。

北教育総務課長

昭和31年の法改正以降の教育委員数は35人でございます。最長の方は

4期16年となっております。2期以上務めた方の人数については、概算ですが27人から28人ぐらいはいらっしゃると思います。

植竹委員

教育委員については、平成20年度の法改正により、委員の中に保護者が含まれるようにしなければならないとなっているが、県内他市において教育委員数を6人とした自治体については、保護者枠を加えて6人にしたのか。それとも、他の理由で6人としたのか。

北教育総務課長

県内6市に限って申し上げますと、保護者枠を入れた団体が6団体中3団体、それ以外の3団体につきましては、1人増やして多様な意向を教育行政に一層反映するため、また、教育行政のさらなる充実を図るためといった理由で増やしております。

植竹委員

教育委員を6人に増やした自治体に対して、6人とした効果があったのか、また、6人としたことでどのような効果が生まれたのかという検証等を行っているのか。

北教育総務課長

教育委員を6人とした自治体に調査いたしました。5人から6人に1人増員したことによって、教育委員会会議で委員の方から多くの意見が出るようになり、活発な議論がなされ、教育委員会がさらに活性化されたと聞いております。

【質疑終結】

休 憩 午前9時56分

(休憩中に協議会を開催する。)

再 開 午前10時35分

【意 見】

赤川委員

民主ネットリベラルの会を代表して、議案第17号に対し継続審査を主張します。委員会審査及び一般質問に対する本会議場での市長答弁から、市長が一定の教育委員に定例会議の議決に関わり介入また指示を出していた疑いが生じました。

これは教育委員会の行政委員会としての首長からの独立性を逸脱するものであり、このことは教育委員会の根幹に関わるものであります。今後の教育行政を大きくゆがめる恐れもあり、よって教育委員のあり方や首長と教育委員の関係等についてしかるべき場所で議論する必要があると判断します。

また、教育委員の定数増は平成26年度から実施すれば、教育委員の入れ替わりや任期においてもバランスがよく、性急な今回の議案について急ぐ理由が発見できませんでした。以上の点を踏まえ、当委員会において継続して調査するのが相当と判断し、継続審査を主張します。

平井委員

日本共産党としては、教育委員の定数が増えることには、反対ではありません。しかし、今回の定数の見直しについては、市民からも委員からも

積極的な提案がなかったということと、さらに3月議会のある議員の質問の中で、市長が教育委員に電話したという議事録を読み上げるなど、市長が教育委員会に介入した恐れもあり、これは問題だと思います。

また、この間、教育委員4人が新しくなってしまうということで、その問題を指摘したところ、市長は間接的に考慮すると言いましたが、確約は取れておりません。したがって、今後は公選制も含めて、定数については慎重な議論を求め、反対の意見といたします。

岡田委員

所沢フォーラム“おおぞら”を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。昨今の教育行政が抱えている多くの問題を解決するには、学校関係者はもちろんですが、社会教育・スポーツ関係などの様々な見識を持った方に入っていただき、外の風を教育界に入れることについては、教育委員会の活性化・充実につながるので、賛成いたします。

なお、任期については、市長は配慮するとおっしゃっていますが、4年後に複数の方が辞めるのではなく、再任なども検討して、混乱がないように努めていただきたいと思います。

協委員

議案第17号について、反対の意見を申し上げます。条例制定の趣旨に広く市民の意見を反映するとありますが、教育委員会からの要望による条例提案ではなく、現在まで教育委員の人数を拡大しなければならないという要望や議会での一般質問もなかったことを踏まえると、(1)議案提出

までの経過が唐突であること、(2) 教育長が指摘した懸念への配慮が条例中に文言として示されていないこと、(3) 教育委員会には意見を反映する組織があり、要望や請願を提出する制度もあるなどが反対の理由です。

1 2月議会終了後、市長が発意され、教育長から懸念されること、つまり1年間に4人新たな委員が選任される可能性が指摘されています。しかし、この条例案には指摘された懸念への解決策は見当たらず、むしろ課題として指摘された状態の実現を目的とする条例なのかもしれないと考えます。

「広く市民の意見を」とは、市長自らの公約、3学期制を一気に実現させるべく、熟慮の上、予定していた考えを提案されたと読み取ることができます。今議会の一般質問の中で市長は教育委員会委員長や教育長を飛び越し、市長自らが選任した委員に会議の状況の確認をされ、自らの意向を示したことがわかりました。市民からは教育委員会への介入と思われるかもしれません。

また、教育委員会の意見・反映できる組織の例示としては、幼稚園運営協議会、社会教育委員会議、公民館運営審議会、スポーツ推進審議会、文化財保護委員会、所沢図書館協議会、小中学校学区審議会、学校給食センター運営委員会、学び改善プロジェクト委員会、小中学校PTA、学校評議会などもあります。

最後に、教育委員の選任に当たっては、定数の増ではなく、広く市民に

推薦を求め、それを踏まえて市長が委員を選定される制度の設定の方が、広く市民の意見を反映させることにつながると考えます。また、3学期制については、透明性を保ち、関係する人たちからの意識調査、それに基づく課題の検討を行い、納得のいく結論を導くよう、十分な取り扱いが行われることが望ましいと考えます。今回のこの条例の提案のような形は教育にはなじまないと考えます。以上が反対の理由です。

荻野委員

至誠クラブを代表して、議案第17号について賛成の立場から意見を申し上げます。教育委員会については、議会などと同様に多様な意見を教育行政に反映させていくことが必要であると考えます。今回、委員の定数を6名に増員することにより、議論が活性になり、組織の機能強化が期待されます。また、スポーツや文化芸術を含め、より広範な見識を有する方々が委員として参画することにより、教育日本一の実現に向けた体制がさらに強化されることに期待し、賛成の意見といたします。

【意見終結】

【継続審査】

議案第17号については、挙手少数により、継続審査とすることは否決される。

【採 決】

議案第17号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第7号「平成25年度所沢市一般会計予算（第7号）」当委員会所
管部分（教育委員会）

【質 疑】

吉村委員長

3月5日に引き続き、質疑を求める。

荻野委員

協議員の一般質問で、教育総務部長が狭山ヶ丘中学校の特別教室のエアコン工事を平成25年度に予定されていると答弁していたが、それに該当する予算はどこに入っているのか。

北田教育施設課
長

歳出予算説明書215ページ、03中学校施設維持管理費、15節工事請負費、01施設改修工事2,850万円の中に含まれております。

荻野委員

施設改修工事2,850万円のうち、狭山ヶ丘中学校の特別教室のエアコン工事に係る費用はいくらなのか。

北田教育施設課
長

音楽室及び図書館のエアコンの設置工事費については、概算で400万円となっております。

荻野委員

議案調査の時に、平成25年度一般会計予算の中に狭山ヶ丘中学校の関連予算は入っているのかと伺ったところ、特に入っていないとのことだったので驚いているが、この予算を隠そうとしたというわけではないと思うし、こ

れだけ関心があることなので、できればどこかで説明した方が良かったのではないかと思うが、教育総務部長の考えを伺いたい。

山崎教育総務部長

ただ今の議員のご指摘につきましては、意図して隠したわけではなく、これまでの他の学校の予算と同じものであり、来年度に工事をするのはかなり前に決まっておりましたが、失念してしまったというのが正直なところですので、誠に申し訳ございませんでした。

平井委員

学び改善プロジェクト委員会について、学校教育部長は、平成25年度については現行のままと教育福祉常任委員会で答弁されているが、議場で教育委員会会議の議事録を読んだ議員がおり、それによると25年度以降についても現行のままと言っている。委員会の発言と議場の発言は異なっているが、どちらが本当なのか。

平塚学校教育部長

学び改善プロジェクト委員会の何のことでしょうか。もう一度お願いします。

平井委員

教育福祉常任委員会における2学期制、3学期制の質疑で、今後、平成25年度の学び改善プロジェクトでは学期制について検討するのかと質疑したところ、学校教育部長は25年度については現行のままですと答弁している。また、25年度についてはやらないのかと質疑したところ、そうですと

答弁している。ところが、議場で教育委員会会議の議事録を読んだある議員の発言によると、25年度以降についても現行のままと言っている。その整合性について確認したい。

平塚学校教育部長 学期制の問題は、学び改善プロジェクト委員会においても、平成25年度以降ということで御協議をいただき、方向性を確認しておりますし、議場でも教育委員会会議でも25年度以降ということで、25年度だけではないということです。

平井委員 再度確認するが、「25年度については」と委員会で答弁しているが、25年度だけなのか。

平塚学校教育部長 25年度についてはもちろんありませんし、平成25年度以降ということで、もし、言葉が足りなかったら申し訳なかったのですが、25年度も、26年度以降もという意味合いですので、議場での発言と同じでございます。

赤川委員 中学校施設維持管理費の工事請負費について、狭山ヶ丘中学校に関しては、エアコンは設置しないと決まった後に、扇風機の設置や欄間窓の改修工事、個別のエアコン設置など、いろんな工事を行っているが、それぞれいくらかなのか。また、その工事費の合計について伺いたい。

北田教育施設課
長

欄間窓の改修工事の契約金額は259万8,750円、普通教室の扇風機設置の設計金額は464万7,300円等で、平成24年度の狭山ヶ丘中学校に係る諸工事の費用の合計は約800万円となります。来年度の工事は約400万円を予定しておりますので、2年度分の合計は約1,200万円となります。

【議案第7号当委員会所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時3分

○議案第7号「平成25年度所沢市一般会計予算」当委員会所管部分

【意見】

浅野委員

至誠クラブを代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。保健福祉部所管では、基幹情報システム更新計画のオープン化が順調に進む中で、リース期間の満了や汎用機の廃止等により、新たな、複数のシステムを同時に更新する福祉総合システムについて、経費削減を図る取り組みがなされていることを評価します。

また、平成25年度からは健康推進部と福祉部が連携し、こども未来部にこども福祉課が設置されますが、障害をお持ちの児童への支援をさらに推進しており、市民サービスを充実していく事業費などについても評価しておりますので、この点もよろしく願いいたします。

また、予算全体に関わりますが、民生費と教育費の中で、各種団体等に対する補助金と市民文化センター利用料が2本立てで予算計上されている点については、予算の組み方を精査していただくよう、再度お願いいたします。

次に、こども未来部ですが、平成24年度所沢市包括外部監査結果報告書によると、委託料に関して各部署に多くの指摘をしています。その中で、放課後児童健全育成事業委託料のNPO法人学童クラブの歳入歳出決算書の作成・報告に関し、監査結果報告書では、この団体からの実績報告書のうち歳入歳出決算書では、児童クラブの収入・支出を基にした各児童クラブの運営が適切に行われていることを確認するための情報が入手でき

ないとなっております。故に、所沢市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき実績報告書のうち、歳入歳出決算書の提出については、児童クラブ単位により作成して報告を求めるべきであると指摘しています。よって、年度途中で事業が適切に運営されているかどうか、モニタリングを実施する等の履行確認も必要だと指摘もありますので、この点もよろしく願います。

また、（仮称）総合福祉センターに整備する子ども支援センター機能等検討事業については、検討委員会が発足しますが、発達に心配がある子どもや、障害のある子どもの早期発見と支援体制の確立を図る子ども発達支援機能をきめ細かく整備する事はもちろんですが、多くの乳幼児とその親が利用する親子のつどい事業も行う上で、子育ての基本である親子の絆づくりと共感性と自制心を育てるための親教育の大切さを伝える、人的な機能を整備することを求めます。そのためには、他の自治体でも行われている専門的な機能を持っている団体などへの委託も視野に入れた検討をお願いいたします。

次に、教育委員会ですが、図書購入費については、引き続き他自治体の状況の調査等も含め、購入先の選定方法を再度検討していただくようお願いいたします。また、子ども達の成長や発達を支援する名目で、常勤ではない週何日かの勤務の相談員、対策推進員、支援員の仕事があります。その方の仕事内容、人数、報酬等が明確に条例で定められていません。そのため、市民の方々にその都度、教育委員会のさじ加減で決められていると

の疑念を持たれる心配がありますので、関係部署と協議して条例の改正を求めます。また、学期制については、教育委員会会議で1人の委員が2学期制へ移行してほしいと発言しており、2人の委員が2学期制、3学期制どちらでも良いと発言しています。教育委員会委員長はどちらでも良いので併記しますかと発言しています。よって、25年度は、校長会の会議録公開も含めてオープンにして、3学期制を希望する校長の希望を受け入れやすくするシステム作りを行うことを強く強く求めます。

植竹委員

公明党を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。厳しい財政事情の中で、市民サービスの向上に御努力された予算であることは理解いたしますが、保健福祉部所管部分では、生活保護扶助費をはじめとする民生費が増加する中で、政府は生活保護費のうち、月々の生活扶助費の基準の適正化など生活保護制度の見直しを決めました。所沢市としては、生活困窮家庭の子どもに対する学習支援の実施、また、就労に意欲を持つ生活保護受給者への支援の拡充など、今後も更に不正受給対策に取り組んでいただきたいと思います。

こども未来部所管部分では、現在、待機児童数は年々減少傾向に有り、保育サービスは県内でも高い位置にあると思いますが、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が制定され、市では「所沢市こども・子育て支援計画」を策定されます。子育て世代など幅広いニーズ調査を実施し、子育てする現場のニーズに合った計画策定に取り組んでいただきたいと思

います。

教育委員会所管部分では、学習支援員を各小・中学校に配置するほか、こころのふれあい相談員や学校運営マルチサポーターなど、平成25年度も継続する支援に関して、いじめ・不登校などの問題が解決されていない現状を踏まえ、今後、問題を抱えている児童・生徒へのさらに充実した支援継続を求め、賛成の意見といたします。

赤川委員

民主ネットリベラルの会を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。（仮称）所沢市総合福祉センター（複合施設）整備事業については、平成25年度より実施設計に入るに当たり、仕様等の建設費に関わるインシヤルコストはもちろん、光熱費やエコ対策などのランニングコストについても総合的観点からの設計になるよう、市として専門部門による設計管理を行うことを求めます。また、学校給食施設親子方式整備事業については、今後、25年度以降の計画を立てると聞いています。これから作成する計画において、新規の単独調理校についても進めてほしいと思います。また、放課後支援事業費の臨時職員賃金について、ほうかごところについては継続の予算が計上されていますが、新規に開始しようとする学校についても今後、予算を計上していくことも求めたいと思います。

また、中学校施設維持管理費、工事請負費の狭山ヶ丘中学校のエアコン設置予算について、議会でも継続的に議論されているので、しかるべき説明があってもよかったと思います。既に、1,200万円のお金が狭山ヶ

平井委員

丘中学校に使われているということも指摘して賛成の意見といたします。

日本共産党を代表して、反対の立場から意見を申し上げます。子ども・子育て支援事業計画策定事業について、これは子ども・子育て支援法に基づき、これからの保育行政のあり方を大幅に変えるものです。この子ども・子育て支援法は世論に押されて、かろうじて児童福祉法第24条の義務規定は残りましたが、第56条第2項に示された施設整備費の条項がはずされ、私立保育園など認可保育園の設置あるいは運営が難しくなりました。さらに、保育園と保護者の契約、短時間・長時間保育の実数で計算となると、一日を過ごす子どもにとっても十分な安定的な保育がされない状況が想定されますが、そのことを具体化する計画であることを指摘し、反対の理由とします。

もう一点は、教育委員報酬の予算について、反対の理由は議案第17号と同じであるため、省略します。

さらに、反対ではありませんが、学び改善プロジェクト推進事業については、質疑では、平成25年度以降についても現行のままという結論だと伺いました。今後の学期制について議論をする検討委員会の設置を求めたいと思います。また、土建国保組合・建設国保組合に対する補助金のあり方ですが、市内零細建設業で働く大工さんなどの健康を守るささやかな補助金制度です。熊谷市は350円、入間市は450円と独自の上乗せをしていることから、当市においても上乗せの追加を求め意見といたします。

反対の立場から意見を申し上げます。子ども・子育て会議委員報償については、子ども・子育て支援法は自治体の保育の義務を保育の責務として子どもや親の保育を求める権利が認められなくなるものであり、大変懸念しております。この支援法で、市町村は子ども・子育て会議を作れることになっていますが、この会議は国の方針を受けて給付内容や費用負担等を審議していくと想定しますので、本年度では設定せず、本年は次世代育成支援地域協議会一本でよろしいと考えますので、この予算に反対します。

次に、教育総務費の教育委員報酬については、議案第17号との関係で反対いたします。学校給食施設親子方式整備事業については、学校給食センター廃場に向けての判断として評価しますが、廃場に向けての全体計画を示してから、今年度の予算が計上されれば大変よかったと考えます。

衛生費の各種予防接種費について、子宮頸がんワクチンですが、新聞紙上で平成24年度末のサーバリックスとガーダシルの副反応の人数が出ており、サーバリックスが1,681人、そのうち重篤な方が88人、死亡が1人、ガーダシルが245人の副反応があり、そのうち重篤な人が13人、死亡は0人となっています。杉並区では任意接種であったが、予防接種との因果関係を認めて補償するということが報道されています。これから、所沢市も法定化され、接種に向けての情報提供がなされると思いますが、本当に数が数えられなくなったり、全身に痛みが走ったりと、大変重い副反応が出る可能性がわかりましたので、十分、子宮頸がんワクチンの副反応については、今以上に対象となる家庭に説明していただきたい

し、現在、掲示されている子宮頸がんワクチンのポスターについても配慮していただきたいと思います。そして、重ねて所沢市としてもこの接種による副反応の実態を調査していただきたいと申し上げます。

岡田委員

所沢フォーラム“おおぞら”を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。保健福祉部に関して、総合福祉センター整備事業費ですが、質疑の中で、設計の指名競争入札において指名業者10社がすべて市外業者ということが明らかになりました。問題があった時の対応、地元業者育成の観点からも、建設に関しては地元業者を指名することを求めます。

埼玉土建国保組合・埼玉建設国保組合補助金については、平成25年度から市長会経由の補助が終了すること、また医師会をはじめとする市にご協力をいただいている4つの国保組合に関して補助金を出していないことから、税の公平性、経費削減の観点からもやむを得ないと考えます。

生活保護費については、市の予算の1割近くを占めるようになりました。不正受給の指摘も相変わらず多いことから、プロジェクトを立ち上げる等、対策に努めていただきたいと思います。

こども未来部に関しては、毎年保育園を増設し、保育園の待機児童の解消に取り組んでいることを評価いたします。また、民間保育園の職員給与に対して補助したことは高く評価しています。しかしながら、民間保育園の保育士の給与はまだまだ低い状況にありますので、今度も努力していただきたいと思います。また、保育園施設の拡充・充実についても求めます。

教育委員会に関しては、学び改善プロジェクト推進事業において3学期制の予算がないことが判明しましたが、予算がなくても3学期制の実施はできることを答弁で確認しました。高崎市のように予算がなくても3学期制を実施している自治体はありますので、所沢市においても、市長や市民から多くの要望のある3学期制の実施をしっかりと議論し実現するように求めて、賛成の意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第7号当委員会所管部分については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会 午前11時22分